

平成28年第3回定例会提出議案の説明資料

議案番号	件名	担当部課	頁
1	柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 市民課	1
2	柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について	地域づくり推進部 地域支援課	2
3	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	3
4	柏市空家等適正管理条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 住宅政策課	4
5	工事の請負契約の締結について（柏市役所本庁舎耐震補強工事）	総務部 資産管理課	5
6	工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）建築工事）	学校教育部 学校施設課	6
7	工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）機械設備工事）	学校教育部 学校施設課	7
8	工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）電気設備工事）	学校教育部 学校施設課	8
9	工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（体育館・武道場棟）建築工事）	学校教育部 学校施設課	9
10	工事の委託契約の締結について（東武アーバンパークライン高柳駅自由通路整備工事）	土木部 交通政策課	10
11	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	消防局 警防課	11
12	訴えの提起について	財政部 債権管理室	12
13	和解の申立てについて	財政部 債権管理室	13
14	和解の申立てについて	財政部 債権管理室	15
15	和解について	学校教育部 教職員課	17
16	示談の締結及び損害賠償の額の決定について	土木部 下水道維持管理課	19
17	市道路線の認定について	土木部 道路総務課	20
18	市道路線の廃止について	土木部 道路総務課	20
19	東葛中部地区総合開発事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	企画部 企画調整課	21
20	平成27年度柏市歳入歳出決算の認定について	財政部 財政課	22
21	平成27年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政部 財政課	22
22	平成27年度柏市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政部 財政課	22
23	平成27年度柏市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政部 財政課	22
24	平成28年度柏市一般会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	23

議案 番号	件名	担当部課	頁
25	平成28年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について(第1号)	財政部 財政課	23
26	平成28年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について(第1号)	財政部 財政課	23
27	平成28年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について(第1号)	財政部 財政課	24

議案第 1 号 柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、コンビニエンスストア等における多機能端末機による印鑑登録証明書の交付等を行うため、柏市印鑑条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 登録者は、自ら多機能端末機（市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができること（第 10 条第 4 項第 2 号関係）。
- 2 登録者が自ら印鑑登録証明書の交付の申請をする場合であって、市長が個人番号カード等の提示を求めて、当該申請者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができること（第 10 条第 1 項ただし書関係）。
- 3 この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、柏市手賀近隣センターを設置するとともに、柏市沼南近隣センターの附帯設備の追加を行うため、柏市近隣センター条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 新たに設置する近隣センターの名称及び位置は、次のとおりとすること（別表第 1 関係）。

名称	位置
柏市手賀近隣センター	柏市柳戸 5 1 1 番地 1 1

- 2 柏市手賀近隣センターの施設の使用料は、次のとおりとすること（別表第 2 第 1 項関係）。

施設	単位(時間)	使用料(円)
和室	3	200
会議室 A	3	400
会議室 B	3	400
多目的ホール A	3	990
多目的ホール B	3	690

- 3 柏市沼南近隣センターの附帯設備として次のとおり追加すること（別表第 2 第 2 項関係）。

附帯設備	単位	使用料(円)
ロッカー(中) (1区画につき)	1月当たり	260

- 4 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等及びモデル建物法による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料を制定するため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、次に掲げる事務に係る手数料を定めること（別表第 2 項の表 6 5 の 1 9 の項ア、6 6 の 2 の項及び 6 6 の 2 の 3 の項関係）。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査
 - (3) モデル建物法による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 4 号 柏市空家等適正管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、空家等対策計画を定めるとともに、当該計画の作成及び変更並びに実施について調査審議する柏市空家等対策協議会を設置するため、柏市空家等適正管理条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 市長は、空家等対策計画を定めるものとする（第 8 条関係）。
- 2 協議会（第 9 条関係）
 - (1) 柏市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置くこと。
 - (2) 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について調査審議するものとする。
 - (3) 協議会は委員 13 人以内をもって組織し、市長を除く委員は地域住民、市議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱すること。
 - (4) 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすること。ただし、再任を妨げないこと。
 - (5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とすること。
- 3 部会（第 10 条関係）
 - (1) 協議会は、2（2）の事項のうち特定の事項を分掌させるため、その指名する委員 5 人以内をもって構成する部会を置くことができること。
 - (2) 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができること。
- 4 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行すること。

議案第 5号 工事の請負契約の締結について（柏市役所本庁舎耐震補強工事）

議案第5号は、柏市役所本庁舎耐震補強工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市柏五丁目10番1号

2 概要

増幅機構付油圧制震ブレースの設置，耐震スリットの施工，開口部の閉塞並びにエキスパンションジョイントの撤去及び設置並びにこれらに伴う内装工事，電気設備工事及び機械設備工事

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

891,000,000円

5 契約の相手方

千葉市中央区登戸一丁目26番1号

飛島建設株式会社 千葉営業所

所長 磯崎保雄

議案第 6 号 工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）建築工事）

議案第 6 号は、柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）建築工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏北部中央地区一体型特定土地画整理地内中央 4 0 5 街区

2 概要

(1) 構造階別

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 3 階建て

(2) 延べ床面積

6, 9 8 6. 3 7 平方メートル

(3) 主要室

普通教室，特別支援教室，図書室，コンピュータ室，美術室，技術室，理科室，視聴覚室，被服室，調理室，校長室，職員室及び保健室

(4) その他

防災倉庫，体育倉庫及び部室棟並びに上空通路

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

1, 8 9 2, 1 6 0, 0 0 0 円

5 契約の相手方

広島・小倉・助川特定建設工事共同企業体

構成員 柏市豊四季 1 0 0 4 番地

(代表者) 広島建設株式会社

代表取締役 島 田 秀 貴

構成員 柏市若柴 1 6 2 番地 1

小倉建設株式会社

代表取締役 小 倉 宏 庸

構成員 柏市柏六丁目 6 番 1 8 号

株式会社助川工務店

代表取締役 助 川 廣

議案第 7号 工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）機械設備工事）

議案第7号は、柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏北部中央地区一体型特定土地画整理地内中央405街区

2 設備概要

空気調和設備，給排水設備，衛生設備，ガス設備，消火設備等

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

354,240,000円

5 契約の相手方

岡田・公友特定建設工事共同企業体

構成員 柏市豊四季258番地の2

（代表者）株式会社岡田工業所

代表取締役 岡田 勇

構成員 柏市加賀三丁目2番1号

株式会社公友住機

代表取締役 篠田 次夫

議案第 8 号 工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）電気設備工事）

議案第 8 号は、柏北部中央地区新設中学校建設工事（校舎棟）電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏北部中央地区一体型特定土地区画整理地内中央 4 0 5 街区

2 設備概要

受変電設備，電灯・動力幹線設備，弱電設備，電灯・コンセント設備，拡声設備等

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

2 6 8, 7 0 4, 0 0 0 円

5 契約の相手方

工藤・会田特定建設工事共同企業体

構成員 柏市新柏一丁目 1 6 番地 1 2

(代表者) 工藤電機工業株式会社

代表取締役 工 藤 賢 作

構成員 柏市柏三丁目 7 番 6 号

会田電業株式会社

代表取締役 會 田 広 之

議案第 9号 工事の請負契約の締結について（柏北部中央地区新設中学校建設工事（体育館・武道場棟）建築工事）

議案第9号は、柏北部中央地区新設中学校建設工事（体育館・武道場棟）建築工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏北部中央地区一体型特定土地区画整理地内中央405街区

2 概要

(1) 構造階別

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 3階建て

(2) 延べ床面積

2,338.71平方メートル

(3) 主要室等

アリーナ（バスケットコート2面）、ステージ、音楽室、武道場及び器具庫

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

799,200,000円

5 契約の相手方

小倉・椎名特定建設工事共同企業体

構成員 柏市若柴162番地1

（代表者）小倉建設株式会社

代表取締役 小倉 宏 庸

構成員 柏市十余二313番地318

椎名建設株式会社

代表取締役 竹内 弘 幸

議案第10号 工事の委託契約の締結について（東武アーバンパークライン高柳駅自由通路整備工事）

議案第10号は、東武アーバンパークライン高柳駅自由通路整備工事について、次のとおり委託契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市高柳字向原1476番3，高柳駅西側特定土地区画整理事業41街区
符号7及び高柳駅西口駅前広場の各一部

2 概要

(1) 床面積

約690平方メートル

(2) 幅員（通路部）

約5.5メートル

(3) 附帯設備

エスカレーター 2基

エレベーター（11人乗り） 2基

(4) 構造

鉄骨造

3 契約の方法

随意契約

4 契約金額

940,000,000円以内

5 契約の相手方

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東武鉄道株式会社

取締役社長 根津嘉澄

議案第11号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）

議案第11号は、小型動力ポンプ付積載車を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
小型動力ポンプ付積載車 3台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
20,865,600円
- 4 契約の相手方
千葉県稲毛区轟町一丁目7番10号
大成産業株式会社
代表取締役 逆井英夫

議案第12号 訴えの提起について

議案第12号は、市営住宅の滞納家賃の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

本市の市営住宅である柏市根戸411番地の11市営北柏B棟504号室の入居者であった被告が、長期間にわたり家賃を滞納しているため、被告に対して滞納している家賃の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、滞納家賃を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び(1)について仮執行の宣言を求める。

議案第13号 和解の申立てについて

議案第13号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解を申し立てようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 申立ての概要及び理由

本市の市営住宅である柏市十余二297番地の134市営住宅東十余二団地2号棟22号室（以下「本件建物」という。）について、入居者及び連帯保証人が長期にわたり家賃を滞納していたため、申立人は入居者及び連帯保証人と交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、裁判所に和解を申し立てようとするもの

なお、連帯保証人とは、本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に係る保証債務の2分の1を相続した者である。

2 申立ての趣旨

(1) 本件賃貸借契約につき、入居者は、申立人に対し、滞納家賃の支払義務のあることを認める。

(2) 連帯保証人は、入居者と連帯して、申立人に対し、(1)の滞納家賃の2分の1の金額の支払義務のあることを認める。

(3) 入居者及び連帯保証人は、申立人に対し、(1)及び(2)に記載する金員を、次のとおり分割して支払う。

ア 和解が成立した月から当該月の9年10か月後の月まで、毎月末日限り、金5,000円ずつ

イ 和解が成立した月の9年11か月後の月の末日限り、入居者は(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額、連帯保証人は(2)の金額から既払金を控除した残額

(4) 入居者は、申立人に対し、(3)のとおり滞納家賃を支払うほか、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(5) 連帯保証人は、入居者と連帯して、申立人に対し、(3)のとおり滞納家賃を支払うほか、毎月末日限り、当月分の家賃の2分の1の金額を支払う。

(6) 入居者及び連帯保証人が、(3)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金2万5,000円に達したときは、入居者及び連帯保証人は、

当然に期限の利益を失い、申立人に対し、入居者は（１）の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を、連帯保証人は（２）の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(7) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、入居者は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

ア 入居者及び連帯保証人が（３）アの金額の支払を５回以上怠り、かつ、その額が金２万５，０００円に達したとき。

イ 入居者が、（４）の家賃の支払を３回以上怠り、かつ、その額が３か月分に達したとき。

(8) （７）により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、入居者及び連帯保証人は、申立人に対し、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、１か月金１１万３，８００円の割合による金員を支払う。

(9) 申立人と入居者及び連帯保証人は、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第14号 和解の申立てについて

議案第14号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解を申し立てようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 申立ての概要及び理由

本市の市営住宅である柏市根戸411番地の11市営北柏A棟903号室（以下「本件建物」という。）について、相手方ら（本件建物の入居者及びその配偶者並びに本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に係る債務の連帯保証人をいう。以下同じ。）が長期にわたり家賃を滞納していたため、申立人は相手方らと交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、裁判所に和解を申し立てようとするもの

2 申立ての趣旨

(1) 本件賃貸借契約につき、相手方らは、申立人に対し、連帯して滞納家賃の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。

ア 和解が成立した月から当該月の9年10か月後の月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ

イ 和解が成立した月の9年11か月後の月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方らは、申立人に対し、(1)のとおり滞納家賃を支払うほか、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方らが、(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金10万円に達したときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、申立人に対し、(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(4) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、入居者は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

ア 相手方らが(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金10万円に達したとき。

イ 相手方らが(2)の家賃の支払を3回以上怠り、かつ、その額が3か月分に達したとき。

(5) (4)により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方らは、

申立人に対し、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、1か月金18万600円の割合による金員を支払う。

(6) 申立人と相手方らは、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第15号 和解について

議案第15号は、平成26年12月18日に千葉地方裁判所松戸支部に訴えの提起のあった損害賠償請求事件について、当事者間で協議が整ったため、裁判上の和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 和解に係る事件名

千葉地方裁判所松戸支部平成26年（ワ）第1065号損害賠償請求事件

2 訴訟の概要

教室において発生した児童同士のけんかにより原告が投げられ頭部を床に打ち付けた事故について、原告を投げた児童の両親（以下「相被告」という。）がそのような行為をしないよう当該児童を指導・監督すべき義務を有するにもかかわらず当該義務を怠ったこと並びに原告には嘔吐する症状があったにもかかわらず担任教諭及び養護教諭が病院への搬送措置を講じなかったこと等が事故を発生させ、被害を拡大させた原因であるとして、原告が相被告及び本市に対して損害賠償金1億4,582万5,870円及びこれに対する平成23年6月29日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるもの

3 和解の概要

- (1) 被告らは、原告に対し、本件和解金として連帯して7,800万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告らは連帯して、原告に対し、(1)の金員を、平成28年11月4日限り、原告の指定する口座に振り込んで支払う。
- (3) 被告らが(2)の支払を怠ったときは、被告らは連帯して、原告に対し、(1)の金員から既払金を除いた残額に対する平成28年11月5日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 被告らは、(1)の和解金につき、相被告はそれぞれ2,535万円、被告柏市が2,730万円を負担することを合意する。
- (5) 原告は、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 原告、原告の両親、被告ら及び原告を投げた児童は、正当な理由のない限り、本件事件の内容、本件訴訟の経過（和解の経過及びその内容を含む。）その他本件に関する一切の事実関係につき、第三者に口外しない。
- (7) 原告及び原告の両親と被告ら及び原告を投げた児童とは、本件に関し、

本和解条項に定めるほか、何ら債権債務を負わないことを相互に確認する。

議案第16号 示談の締結及び損害賠償の額の決定について

議案第16号は、マンションで発生した污水管に係る事故について、次のとおり示談を締結し、及び損害賠償の額を定めようとするものです。

1 事故の概要

(1) 発生日時

平成28年4月21日 午前10時頃

(2) 発生場所

柏市旭町一丁目831番地71のサーパスシティ柏

(3) 事故の内容

本市の管理する污水取付管の破損により污水が逆流し、サーパスシティ柏管理組合の構成員が所有するマンションの配管ピットを汚損したもの

2 示談の内容及び損害賠償の額の決定

柏市は、損害賠償金として、相手方に対し金7,327,203円を支払うもの

3 仮示談の締結年月日

平成28年7月8日

議案第17号 市道路線の認定について

議案第18号 市道路線の廃止について

議案第17号及び議案第18号は、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止しようとするものです。

- 1 市道路線の認定については、土地区画整理事業による帰属等のため、111路線を認定しようとするものです。
- 2 市道路線の廃止については、土地区画整理事業の施行等のため、50路線を廃止しようとするものです。

【参考】

1 認定道路の内訳

土地区画整理事業による帰属	77路線
土地区画整理事業による帰属及びその他	8
開発行為による帰属	19
私道の寄附	1
その他	6

2 廃止道路の内訳

土地区画整理事業の施行	48路線
開発行為の施行	1
その他	1

議案第19号 東葛中部地区総合開発事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第19号は、東葛中部地区総合開発事務組合の事務所の位置を改めるため、東葛中部地区総合開発事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 東葛中部地区総合開発事務組合の事務所の位置を柏市柏五丁目10番1号から柏市布施281番地の1に改めること（第4条関係）。
- 2 この規約は、平成28年11月1日から施行すること。

議案第20号 平成27年度柏市歳入歳出決算の認定について

議案第20号は、平成27年度柏市歳入歳出決算の認定についてです。
主な内容は、別冊の平成27年度決算の概要のとおりです。

議案第21号 平成27年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第21号は、平成27年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の平成27年度決算の概要のとおりです。

議案第22号 平成27年度柏市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第22号は、平成27年度柏市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の平成27年度決算の概要のとおりです。

議案第23号 平成27年度柏市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第23号は、平成27年度柏市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の平成27年度決算の概要のとおりです。

議案第24号 平成28年度柏市一般会計補正予算について（第2号）

議案第24号は、平成28年度柏市一般会計予算の総額を約2億7,700万円増額し、約1,250億4,496万円に補正するほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度9月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第25号 平成28年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第25号は、平成28年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を7,750万円増額し、8億9,650万円に補正するほか、繰越明許費の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度9月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第26号 平成28年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第26号は、平成28年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を約3億1,412万円増額し、約239億6,412万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度9月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第27号 平成28年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第27号は、平成28年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度9月補正予算（案）の概要のとおりです。